

第2章 人口動態

1. 総 覧
2. 出 生
3. 死 亡
4. 死 産
5. 周産期死亡
6. 婚 姻
7. 離 婚

「参考：人口動態統計について」

第2章 人口動態

1. 総覧

表1 人口動態の年間発生件数及び率

	平成30	令和元	2	3	4		
					松山市	愛媛県	全国
出生数	4,000	3,602	3,437	3,459	3,277	7,572	770,759
死亡数	5,530	5,724	5,673	5,872	6,347	19,993	1,569,050
乳児死亡数	6	5	2	3	3	13	1,356
新生児死亡数	2	3	1	1	1	6	609
自然増減数	△ 1,530	△ 2,122	△ 2,236	△ 2,413	△ 3,070	△ 12,421	△ 798,291
死産数	97	100	92	78	66	175	15,179
自然死産数	40	42	46	36	24	76	7,391
人工死産数	57	58	46	42	42	99	7,788
周産期死亡数	10	14	6	11	7	32	2,527
妊娠満22週以後の死産数	8	11	5	10	6	26	2,061
早期新生児死亡数	2	3	1	1	1	6	466
婚姻件数	2,307	2,396	2,183	2,038	2,023	4,477	504,930
離婚件数	904	922	848	757	787	1,928	179,099
出生率	7.8	7.1	6.7	6.8	6.5	5.9	6.3
死亡率	10.8	11.2	11.1	11.5	12.5	15.4	12.9
乳児死亡率	1.5	1.4	0.6	0.9	0.9	1.7	1.8
新生児死亡率	1.0	0.8	0.3	0.3	0.3	0.8	0.8
自然増減率	△ 3.0	△ 4.2	△ 4.4	△ 4.7	△ 6.1	△ 9.6	△ 6.5
死産率	23.7	27.0	26.1	22.1	20.3	22.6	19.3
自然死産率	9.8	11.3	13.0	10.2	7.2	9.8	9.4
人工死産率	13.9	15.7	13.0	11.9	13.2	12.8	9.9
周産期死亡率	2.5	3.9	1.7	3.2	2.1	4.2	3.3
妊娠満22週以後の死産率	2.0	3.0	1.5	2.9	1.8	3.4	2.7
早期新生児死亡率	1.0	0.8	0.3	0.3	0.3	0.8	0.6
婚姻率	4.5	4.7	4.3	4.0	4.0	3.5	4.1
離婚率	1.77	1.81	1.65	1.49	1.56	1.49	1.47

注：出生率・死亡率・婚姻率・離婚率 = $\frac{\text{年間の件数}}{\text{人口}} \times 1,000$

乳児死亡率・新生児死亡率・早期新生児死亡率 = $\frac{\text{乳児・新生児・早期新生児死亡数}}{\text{出生数}} \times 1,000$

乳児死亡とは生後1年未満の死亡、新生児死亡とは生後4週（28日）未満の死亡、早期新生児死亡とは生後1週（7日）未満の死亡をいう。

自然増減率 = $\frac{\text{自然増減数（出生数から死亡数を減じたもの）}}{\text{人口}} \times 1,000$

死産率・自然死産率・人工死産率 = $\frac{\text{死産（総数・自然・人工）数}}{\text{出産（出生＋死産）数}} \times 1,000$

周産期死亡率 = $\frac{\text{周産期死亡数}}{\text{出生数＋妊娠満22週以後の死産数}} \times 1,000$

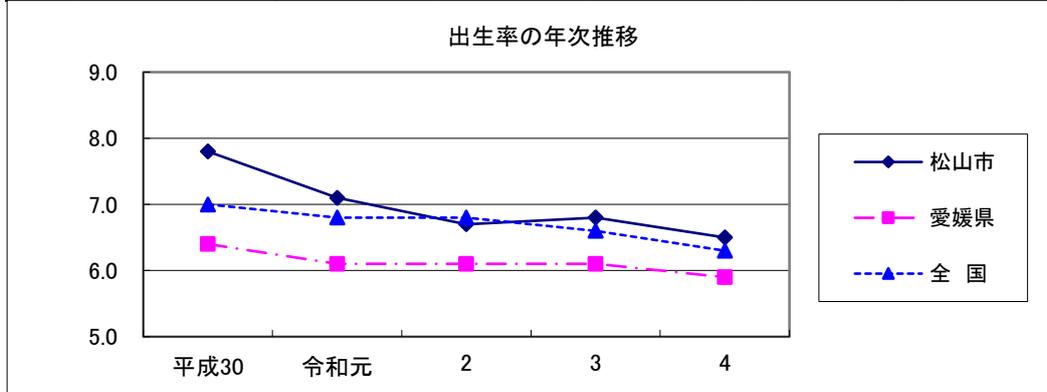
妊娠満22週以後の死産率 = $\frac{\text{妊娠満22週以後の死産数}}{\text{出生数＋妊娠満22週以後の死産数}} \times 1,000$

周産期死亡とは、妊娠満22週（154日）以後の死産に早期新生児死亡を加えたものをいう。

2. 出生

表 2. 1 年次別にみた出生数及び出生率（人口千対）

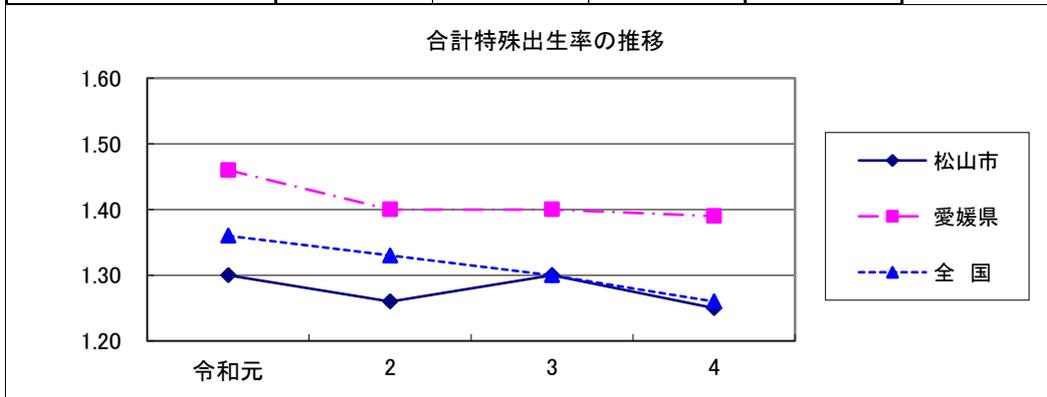
		平成30	令和元	2	3	4
出生数		4,000	3,602	3,437	3,459	3,277
出生率	松山市	7.8	7.1	6.7	6.8	6.5
	愛媛県	6.4	6.1	6.1	6.1	5.9
	全国	7.0	6.8	6.8	6.6	6.3



注：出生率 = $\frac{\text{年間の出生数}}{\text{人口}} \times 1,000$

表 2. 2 年次別にみた合計特殊出生率

	令和元	2	3	4
松山市	1.30	1.26	1.30	1.25
愛媛県	1.46	1.40	1.40	1.39
全国	1.36	1.33	1.30	1.26



注：合計特殊出生率 = $\left[\frac{\text{母の年齢別出生数}}{\text{年齢別女性人口}} \right]$ 15歳から49歳までの合計

その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

全国値は、母の年齢15～49歳の各歳における出生率の合計である。

愛媛県の値は、年齢5歳階級における出生率5倍の合計である。国勢調査年次は国勢調査確定数の日本人人口、他の年次は10月1日現在推計人口（5歳階級）の総人口を用いている。

松山市の値は、母の年齢15～49歳の各歳における出生率の合計である。年齢別女性人口には、各年10月1日の住民基本台帳の数値を用いている。

表 2. 3 母の年齢別にみた出生数

(令和4年)

母の年齢	総数	男	女
出生総数	3,277	1,689	1,588
～19歳	29	17	12
20～24歳	266	139	127
25～29歳	920	478	442
30～34歳	1,165	610	555
35～39歳	729	350	379
40歳～	168	95	73

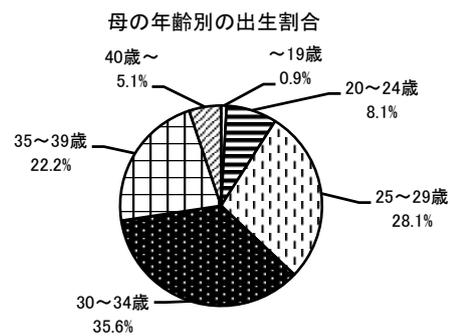
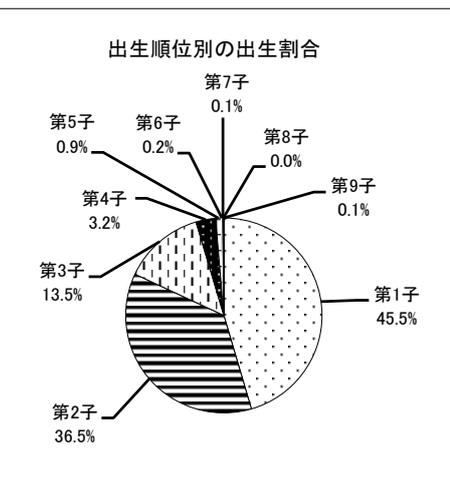


表 2. 4 出生順位別にみた出生数

(令和4年)

出生順位	総数	男	女
出生総数	3,277	1,689	1,588
第1子	1,490	787	703
第2子	1,196	624	572
第3子	441	206	235
第4子	106	48	58
第5子	30	15	15
第6子	7	4	3
第7子	4	3	1
第8子	1	1	-
第9子	2	1	1

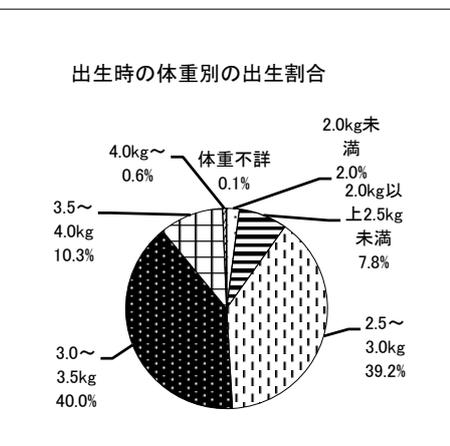


注：出生順位とは、同じ母親がこれまでに生んだ出生子の総数について数えた順序である

表 2. 5 出生時の体重別にみた出生数

(令和4年)

出生時の体重	総数	男	女
出生総数	3,277	1,689	1,588
2.0kg未満	67	32	35
2.0kg以上2.5kg未満	255	110	145
2.5～3.0kg	1,286	609	677
3.0～3.5kg	1,311	717	594
3.5～4.0kg	337	205	132
4.0kg～	19	14	5
体重不詳	2	2	-
2.5kg未満（再掲）	322	142	180



3. 死亡

表3. 1 年次別にみた死亡数及び死亡率（人口千対）

		平成30	令和元	2	3	4
死亡数		5,530	5,724	5,673	5,872	6,347
死亡率	松山市	11.2	11.1	11.1	11.5	12.5
	愛媛県	13.8	13.6	13.6	14.3	15.4
	全国	11.2	11.1	11.1	11.7	12.9

注：死亡率 = $\frac{\text{年間の死亡数}}{\text{人口}}$

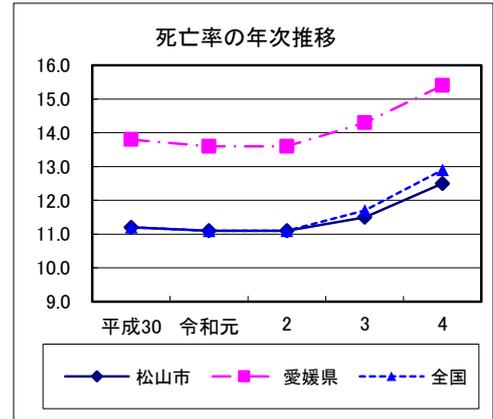


表3. 2 年次別にみた乳児死亡数及び率（出生千対）

		平成30	令和元	2	3	4
乳児死亡数		6	5	2	3	3
死亡率	松山市	1.5	1.4	0.6	0.9	0.9
	愛媛県	1.4	1.2	0.9	1.5	1.7
	全国	1.9	1.9	1.8	1.7	1.8

注：乳児死亡率 = $\frac{\text{年間の乳児死亡数}}{\text{出生数}} \times 1,000$
乳児死亡とは生後1年未満の死亡をいう。

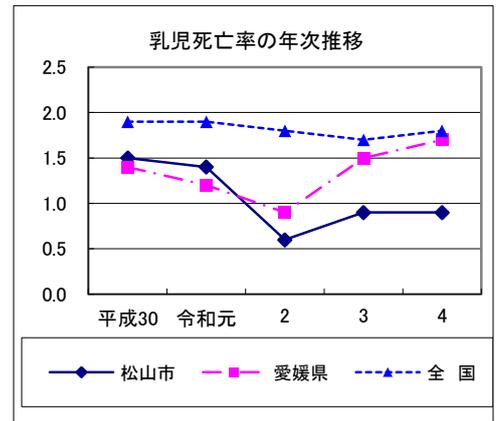


表3. 3 年次別にみた主な死因の死亡数

死因	平成30	令和元	2	3	4
死亡総数	5,530	5,724	5,673	5,872	6,347
悪性新生物	1,472	1,511	1,485	1,423	1,516
糖尿病	60	62	66	63	62
心疾患	893	980	989	976	1,049
脳血管疾患	462	469	443	459	441
肺炎	355	364	275	269	256
肝疾患	66	77	83	71	92
腎不全	91	99	91	110	129
老衰	555	678	654	765	833
不慮の事故	159	146	164	151	236
自殺	86	77	81	75	94
その他	1,331	1,261	1,342	1,510	1,639

注：「心疾患」は「心疾患（高血圧性を除く）」。
「その他」は表記以外の死因を集計している。

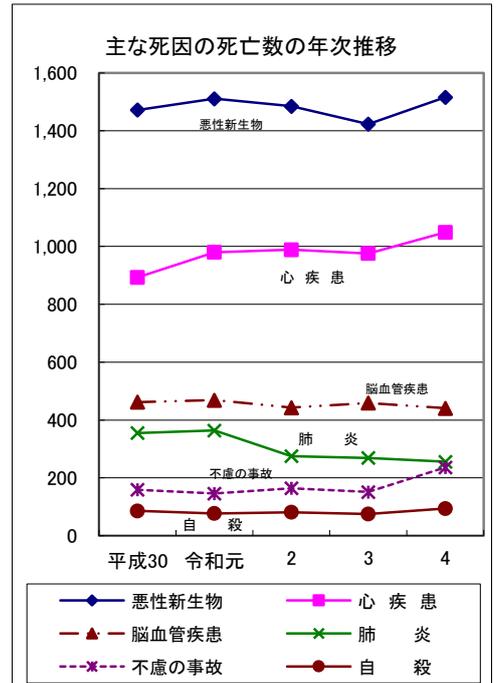


表 3. 4 主な死因の死亡数及び死亡率(人口10万対)

(令和4年)

死 因	死 亡 数			死亡率(10万対)			全国死亡率(10万対)		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
死 亡 総 数	6,347	3,149	3,198	1,254.5	1,325.0	1,192.0	1,285.8	1,347.8	1,227.2
悪 性 新 生 物	1,516	853	663	299.6	358.9	247.1	316.1	376.5	259.1
糖 尿 病	62	39	23	12.3	16.4	8.6	13.1	15.2	11.1
心 疾 患	1,049	544	505	207.3	228.9	188.2	190.9	190.5	191.3
脳 血 管 疾 患	441	210	231	87.2	88.4	86.1	88.1	89.7	86.6
肺 炎	256	138	118	50.6	58.1	44.0	60.7	72.2	49.7
肝 疾 患	92	57	35	18.2	24.0	13.0	15.5	21.0	10.3
腎 不 全	129	76	53	25.5	32.0	19.8	25.2	27.3	23.2
老 衰	833	213	620	164.6	89.6	231.1	147.1	84.2	206.6
不 慮 の 事 故	236	118	118	46.6	49.6	44.0	35.6	41.6	29.9
自 殺	94	60	34	18.6	25.2	12.7	17.4	24.2	11.0
そ の 他	1,639	841	798	323.9	353.9	297.4	376.1	405.4	348.4

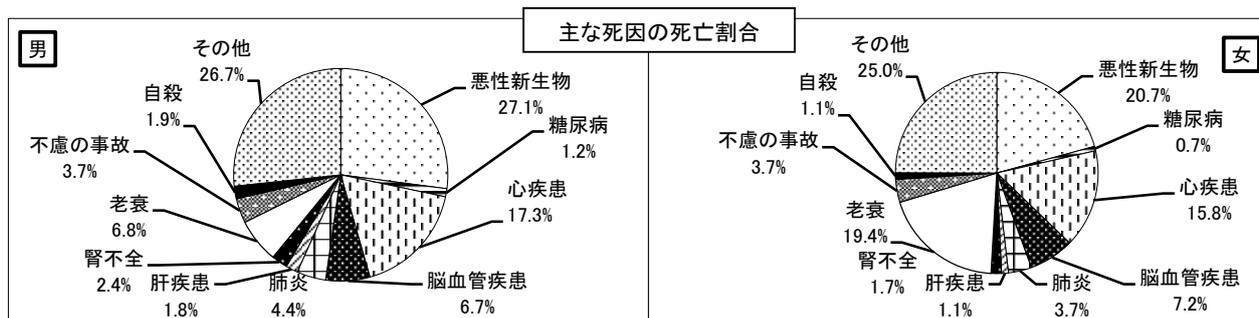


表 3. 5 部位別にみた悪性新生物の死亡数及び死亡率(人口10万対)

(令和4年)

死 因	死 亡 数			死亡率(10万対)			全国死亡率(10万対)		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
悪 性 新 生 物 総 数	1,516	853	663	299.6	358.9	247.1	316.1	376.5	259.1
食 道	39	34	5	7.7	14.3	1.9	8.9	14.8	3.4
胃	179	117	62	35.4	49.2	23.1	33.4	44.6	22.7
結 腸	121	51	70	23.9	21.5	26.1	30.5	30.7	30.3
直 腸	48	33	15	9.5	13.9	5.6	13.0	16.7	9.5
肝	111	81	30	21.9	34.1	11.2	19.4	26.5	12.6
肺	295	206	89	58.3	86.7	33.2	62.8	90.6	36.5
乳 房	83	1	82	16.4	0.4	30.6	13.1	0.2	25.4
子 宮	33	-	33	6.5	-	12.3	11.4	-	11.4
前 立 腺	57	57	-	11.3	24.0	-	22.7	22.7	-
そ の 他 の 悪 性 新 生 物	550	273	277	108.7	114.9	103.2	100.9	129.7	107.3

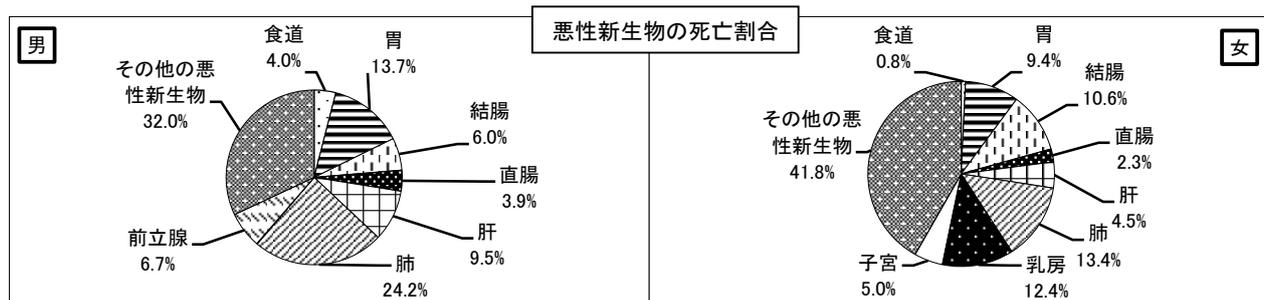
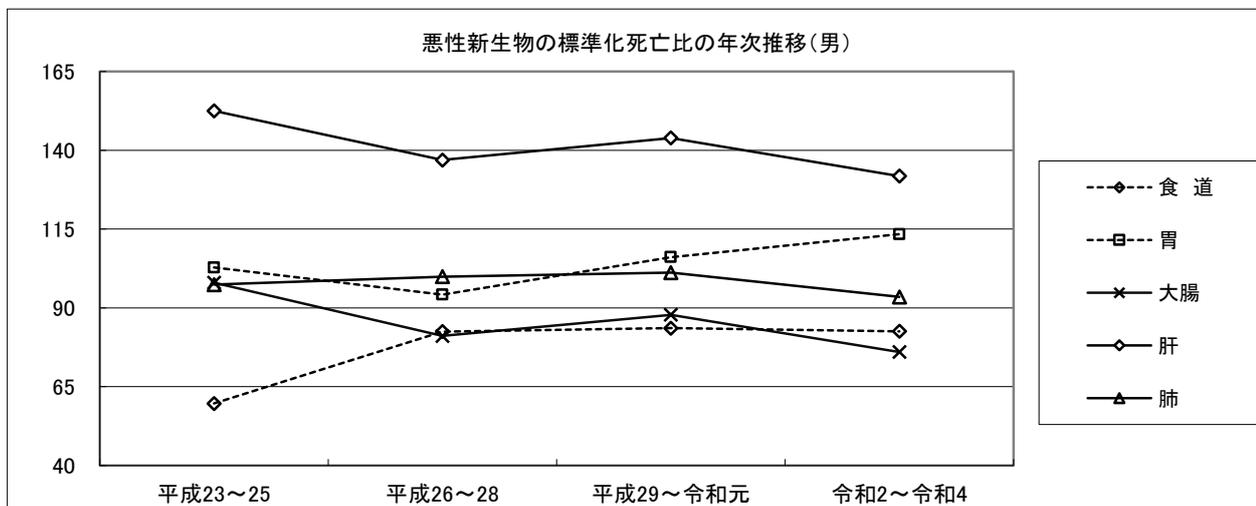


表3.6 年次別にみた悪性新生物の標準化死亡比

男

死 因	平成23～25	平成26～28	平成29～令和元	令和2～令和4
悪性新生物総数	99.2	99.8	102.8	96.5
食 道	59.7	82.5	83.6	82.6
胃	102.8	94.2	106.1	113.4
大 腸	98.0	81.1	87.8	76.0
肝	152.5	136.9	143.9	131.8
肺	97.4	99.9	101.2	93.5



女

死 因	平成23～25	平成26～28	平成29～令和元	令和2～令和4
悪性新生物総数	103.6	99.3	98.2	99.7
食 道	66.7	75.8	72.7	62.1
胃	116.7	104.1	109.7	105.8
大 腸	94.3	94.1	83.6	85.6
肝	149.0	137.0	109.6	117.9
肺	99.8	99.0	99.2	98.1
乳 房	89.8	98.1	107.7	103.4
子 宮	105.6	114.0	126.9	120.4

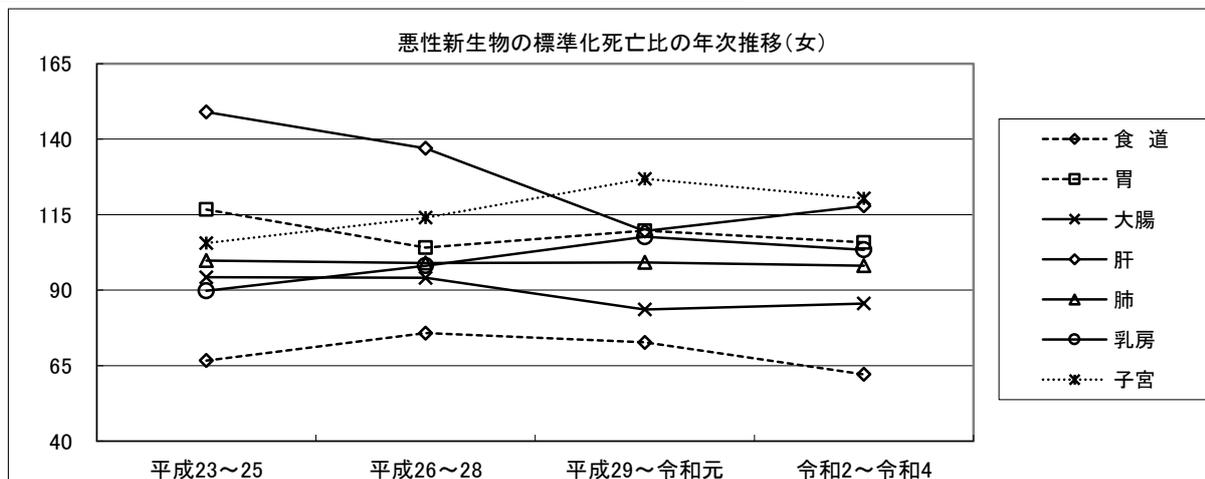


表 3. 7 主な死因別にみた死亡数・標準化死亡比及び年齢調整死亡率

(令和4年)

死 因	死 亡 数		標 準 化 死 亡 比		年 齢 調 整 死 亡 率		全 国 年 齢 調 整 死 亡 率	
	男	女	男	女	男	女	男	女
死 亡 総 数	3,149	3,198	103.1	99.6	1,457.0	833.6	1,398.3	821.7
ウ イ ル ス 肝 炎	3	3	94.2	75.9	1.4	0.7	1.5	1.1
悪 性 新 生 物	853	663	100.2	98.7	385.3	198.0	382.8	198.6
食 道	34	5	101.1	56.8	15.2	1.5	14.9	2.7
胃	117	62	116.2	105.4	53.3	18.4	45.3	16.7
結 腸	51	70	73.2	89.0	22.9	20.6	31.3	22.2
直 腸	33	15	86.8	60.7	14.4	4.1	16.8	7.4
肝	81	30	135.5	92.7	35.7	7.7	27.0	9.0
肺	206	89	100.6	94.5	93.0	26.3	91.6	27.4
乳 房	1	82	240.9	122.7	0.4	26.5	0.2	22.0
子 宮	-	33	-	109.9	-	10.6	-	10.1
糖 尿 病	39	23	113.8	80.5	18.2	5.6	15.5	7.5
心 疾 患	544	505	125.8	100.9	253.2	128.3	198.9	122.2
急 性 心 筋 梗 塞	41	21	56.2	39.3	18.8	5.6	32.9	13.9
脳 血 管 疾 患	210	231	103.7	102.4	96.3	58.0	92.6	57.3
肺 炎	138	118	84.7	90.7	66.0	28.9	76.6	31.0
肝 疾 患	57	35	118.5	131.0	25.0	10.3	21.2	8.1
腎 不 全	76	53	123.5	87.8	35.8	12.6	28.8	14.9
老 衰	213	620	108.9	112.1	106.5	141.3	93.0	120.9
不 慮 の 事 故	118	97	125.4	124.9	53.8	26.9	43.0	20.7
自 殺	60	34	106.6	116.1	25.0	12.3	23.9	10.8

注 1: 死因別死亡率 = $\frac{\text{年間の死因別死亡数}}{\text{人口}} \times 100,000$

注 2: 標準化死亡比 = $\frac{\text{年間の死因別死亡数}}{(\text{5歳階級別人口} \times \text{基準死亡率}) \text{の総和}} \times 100$

5歳階級別人口には、各年10月1日の住民基本台帳の数値を用いている。
 基準死亡率には、全国の死亡率(性別・5歳階級別・死因別)を用いている。
 標準化死亡比は基準死亡率を対象地域に当てはめた場合に、計算により求められる期待される死亡数と実際の死亡数とを比較するものである。標準化死亡比が100以上の場合は、基準とした地域より死亡率が高いと判断でき、100以下の場合は低いと判断できる。

注 3: 「直腸」は「直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物」
 「肝」は「肝及び肝内胆管の悪性新生物」
 「肺」は「気管、気管支及び肺の悪性新生物」
 「大腸」は「結腸の悪性新生物」と「直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物」

注 4: 表 3. 4 の「その他」は、表記以外のものを集計している。
 表 3. 5 の「その他の悪性新生物」は、表記以外の悪性新生物を集計している。「子宮」の総数の率は、女性人口10万対である。「前立腺」の総数の率は、男性人口10万対である。

注 5: 年齢調整死亡率 = $\frac{\left\{ \left[\frac{\text{観察集団の各年齢(年齢階級)の死亡率}}{\text{基準人口集団のその年齢(年齢階級)の人口}} \right] \times \left[\frac{\text{基準人口集団のその年齢(年齢階級)の人口}}{\text{基準人口集団の総数}} \right] \right\} \text{の各年齢(年齢階級)の総和}}{\text{基準人口集団の総数}}$

死亡率は年齢によって異なるので、国際比較や年次推移の観察には、人口の年齢構成の差異を取り除いて観察するために、年齢調整死亡率を使用することが有用である。

我が国の人口動態統計では、年齢調整死亡率の基準人口は、平成元年までは昭和10年の性別総人口が使用されてきたが、現実の人口構成からかけ離れてきたため、平成2年からは昭和60年モデル人口、令和2年からは平成27年平滑化モデル人口を使用している。
 なお、計算式中の「観察集団の各年齢(年齢階級)の死亡率」は、100,000倍されたものである。

基準人口—平成27年平滑化モデル人口—			
年齢	基準人口	年齢	基準人口
0～4歳	5 026 000	50～54	8 451 000
5～9	5 369 000	55～59	8 793 000
10～14	5 711 000	60～64	9 135 000
15～19	6 053 000	65～69	9 246 000
20～24	6 396 000	70～74	7 892 000
25～29	6 738 000	75～79	6 306 000
30～34	7 081 000	80～84	4 720 000
35～39	7 423 000	85歳以上	5 105 000
40～44	7 766 000		
45～49	8 108 000	総 数	125 319 000

4. 死産

表4 妊娠期間別にみた死産数及び百分率

(令和4年)

妊娠期間	総 数		自然死産		人工死産	
	死産数	百分率	死産数	百分率	死産数	百分率
死産総数	66	100.0	24	100.0	42	100.0
満12～15週	24	36.4	10	41.7	14	33.3
満16～19週	22	33.3	7	29.2	15	35.7
満20～23週	14	21.2	1	4.2	13	31.0
満24～27週	1	1.5	1	4.2	-	-
満28～31週	2	3.0	2	8.3	-	-
満32～35週	2	3.0	2	8.3	-	-
満36～39週	1	1.5	1	4.2	-	-
満40週以上	-	-	-	-	-	-

注： 死産とは妊娠満12週（妊娠第4月）以後の死児の出産をいい、死児とは出産後において心臓搏動、随意筋の運動及び呼吸のいずれも認めないものをいう。

人工死産とは、胎児の母体内生存が確実であるときに、人工的処置（胎児又は付属物に対する措置及び陣痛促進剤の使用）を加えたことにより死産に至った場合をいい、それ以外はすべて自然死産とする。なお、人工的処置を加えた場合でも、次のものは自然死産とする。

- (1) 胎児を出生させることを目的とした場合
- (2) 母体内の胎児が生死不明か、又は死亡している場合

5. 周産期死亡

表5 年次別にみた周産期死亡数及び率

		平成30	令和元	2	3	4
周産期死亡数		10	14	6	11	7
	妊娠満22週以後の死産数	8	11	5	10	6
	早期新生児死亡数	2	3	1	1	1
周産期死亡率	松山市	2.5	3.9	1.7	3.2	2.1
	愛媛県	1.9	2.8	3.3	3.2	4.2
	全 国	3.3	3.4	3.2	3.4	3.3
妊娠満22週以後の死産率	松山市	2.0	3.0	1.5	2.9	1.8
	愛媛県	1.7	2.2	3.0	2.7	3.4
	全 国	2.6	2.7	2.5	2.7	2.7
早期新生児死亡率	松山市	1.0	0.8	0.3	0.3	0.3
	愛媛県	0.2	0.6	0.4	0.5	0.8
	全 国	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6

注： 周産期死亡率 = $\frac{\text{周産期死亡数}}{\text{出生数} + \text{妊娠満22週以後の死産数}} \times 1,000$

妊娠満22週以後の死産率 = $\frac{\text{妊娠満22週以後の死産数}}{\text{出生数} + \text{妊娠満22週以後の死産数}} \times 1,000$

早期新生児死亡率 = $\frac{\text{早期新生児死亡数}}{\text{出生数}} \times 1,000$

周産期死亡：妊娠満22週（154日）以後の死産に早期新生児死亡を加えたものをいう。

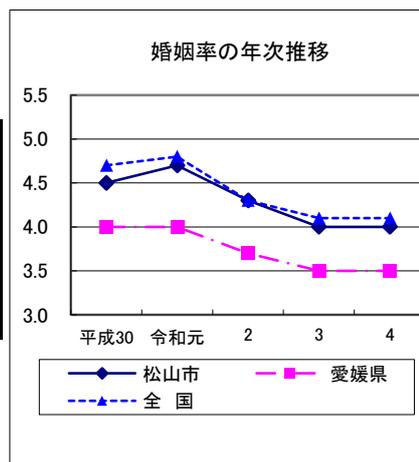
早期新生児死亡：生後1週（7日）未満の死亡をいう。

6. 婚姻

表6 年次別にみた婚姻件数及び婚姻率（人口千対）

		平成30	令和元	2	3	4
婚姻件数		2,307	2,396	2,183	2,038	2,023
婚姻率	松山市	4.5	4.7	4.3	4.0	4.0
	愛媛県	4.0	4.0	3.7	3.5	3.5
	全国	4.7	4.8	4.3	4.1	4.1

注：婚姻率 = $\frac{\text{年間の婚姻件数}}{\text{人口}} \times 1,000$

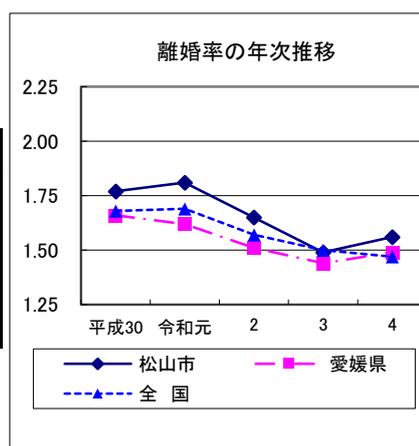


7. 離婚

表7 年次別にみた離婚件数及び離婚率（人口千対）

		平成30	令和元	2	3	4
離婚件数		904	922	848	757	787
離婚率	松山市	1.77	1.81	1.65	1.49	1.56
	愛媛県	1.66	1.62	1.51	1.44	1.49
	全国	1.68	1.69	1.57	1.50	1.47

注：離婚率 = $\frac{\text{年間の離婚件数}}{\text{人口}} \times 1,000$



参考 人口動態統計について

1. 調査の対象

人口動態調査は、「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数を対象としているが、本統計は日本において発生した日本人に関する対象を集計したものである。

2. 調査期間

調査該当年の1月1日から同年12月31日までに発生したものであって、調査該当翌年の1月14日までに市区町村に届け出られたものである。

3. 調査の方法

市区町村長は、出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の届書等に基づいて人口動態調査票を作成する。調査票の提出経路は、市町村→保健所→都道府県→厚生労働省である。

4. 用語の解説

自然増減：出生数から死亡数を減じたものをいう。

乳児死亡：生後1年未満の死亡をいう。

新生児死亡：生後4週（28日）未満の死亡をいう。

早期新生児死亡：生後1週（7日）未満の死亡をいう。

妊娠期間：出生、死産及び周産期死亡の妊娠期間は満週数による。

死産：妊娠満12週（妊娠第4月）以後の死児の出産をいい、死児とは、出産後において心臓搏動、随意筋の運動及び呼吸のいずれも認めないものをいう。

自然死産と人工死産：人工死産とは、胎児の母体内生存が確実であるときに、人工的処置（胎児又は付属物に対する措置及び陣痛促進剤の使用）を加えたことにより死産に至った場合をいい、それ以外はすべて自然死産とする。なお、人工的処置を加えた場合でも、次のものは自然死産とする。

（1）胎児を出生させることを目的とした場合

（2）母体内の胎児が生死不明か、又は死亡している場合

周産期死亡：妊娠満22週（154日）以後の死産に早期新生児死亡を加えたものをいう。

「-」：計数のない場合、「・」：統計項目のあり得ない場合

5. 諸率の計算式

$$\text{出生率} \cdot \text{死亡率} \cdot \text{婚姻率} \cdot \text{離婚率} = \frac{\text{年間の件数}}{\text{人口}} \times 1,000$$

$$\text{乳児死亡率} \cdot \text{新生児死亡率} \cdot \text{早期新生児死亡率} = \frac{\text{乳児} \cdot \text{新生児} \cdot \text{早期新生児死亡数}}{\text{出生数}} \times 1,000$$

$$\text{自然増減率} = \frac{\text{自然増減数}}{\text{人口}} \times 1,000$$

$$\text{死産率} \cdot \text{自然死産率} \cdot \text{人工死産率} = \frac{\text{死産（総数} \cdot \text{自然} \cdot \text{人工）数}}{\text{出産（出生} + \text{死産）数}} \times 1,000$$

$$\text{周産期死亡率} = \frac{\text{周産期死亡数}}{\text{出生数} + \text{妊娠満} 2 2 \text{ 週以後の死産数}} \times 1,000$$

$$\text{妊娠満} 2 2 \text{ 週以後の死産率} = \frac{\text{妊娠満} 2 2 \text{ 週以後の死産数}}{\text{出生数} + \text{妊娠満} 2 2 \text{ 週以後の死産数}} \times 1,000$$

$$\text{死因別死亡率} = \frac{\text{年間の死因別死亡数}}{\text{人口}} \times 100,000$$

6. 諸率の算出に用いた人口及び参考値

諸率の算出には、松山市の各年10月1日の推計人口及び国勢調査人口の総数を用いている。全国及び愛媛県の数値は、厚生労働省「令和4年人口動態統計」を参考にしている。